相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道二海郡八雲町山越一九三番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町田端八一二番地　被相続人　亡　山形　祐造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階　清水彰法律事務所　相続財産管理人弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市長町一三五四番地、最後の住所茨城県水戸市見川五丁目一二七番地の一九一　被相続人　亡　山本　清**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

茨城県水戸市中央二丁目八番三一号茂手木ビル一〇二号　相続財産管理人　弁護士　茂手木克好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区勝どき三丁目八番地、最後の住所埼玉県行田市忍一丁目一番三九号　被相続人　亡　永田　清次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

埼玉県熊谷市仲町三五番地埼玉ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市中央二丁目六五六番地、最後の住所茨城県土浦市並木五丁目四一二七番地四三　被相続人　亡　鈴木　勝房

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

東京都新宿区新宿五丁目四番一号新宿Qフラットビル五〇三号国保修敏法律事務所　相続財産管理人　弁護士　国保　修敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区永代二丁目六二番地二、最後の住所東京都江東区永代二丁目六番六号　被相続人　亡　髙橋千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区古淵一丁目一五二一番地四、最後の住所神奈川県相模原市南区古淵一丁目一三番三九号　被相続人　亡　佐藤　茂芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

神奈川県相模原市中央区横山三丁目一七番二号　相続財産管理人　井口　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市新保一丁目三番、最後の住所新潟県長岡市新保一丁目三番一〇号　被相続人　亡　林　範幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

新潟県長岡市三和三丁目八番二三号坂井ビル中二階　六花法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市片町二丁目八七番地、最後の住所東京都新宿区市谷加賀町二丁目六番一号市谷加賀町アパートD―四〇一　被相続人　亡　辰村　米吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

石川県金沢市大和町四番二一号　相続財産管理人　司法書士　岡部栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区西大泉一丁目八〇〇番地、最後の住所石川県金沢市畝田西一丁目九番地　被相続人　亡　寺田　篤弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

石川県金沢市尾張町一丁目五番二五号敦賀法律事務所　相続財産管理人　弁護士　敦賀　彰一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市中六〇二八番地、最後の住所静岡県掛川市千浜四二〇〇番地の五六　被相続人　亡　松下つきゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

静岡県掛川市中央一丁目二二―一オオハシビル四階北　相続財産管理人　弁護士　長谷川隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡川根本町上長尾一六六一番地一、最後の住所浜松市南区新橋町一八一三番地　被相続人　亡　小澤　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

静岡県浜松市中区栄町二番地　相続財産管理人　石塚　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県新城市富栄字甚居貝津八番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小野田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四　相続財産管理人　小林　克彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市阿児町立神二八五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北山　覺**藏**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

三重県津市西丸之内三五番一二号　相続財産管理人　弁護士　中西　正洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市南街一丁目一番地一、最後の住所大阪府岸和田市南上町一丁目五一番一―二〇三号　被相続人　亡　関田なおみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十六日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗